

電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈についての一部を改正する通達について

令和 6 年 1 月
経済産業省製品安全課

1. 概要

電気用品の技術上の基準を定める省令（平成25年経済産業省令第34号。以下「技術基準省令」という。）に定める技術的要件を満たすべき技術的内容を具体的に示したものとして、電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について（20130605商局第3号）を定め、この解釈の別表第十二において、国際規格等に準拠した規格として、技術基準省令に整合する公的規格を整合規格として示している。

今般、迅速に最新の国際的な技術動向を反映させるため、既に採用済みのJISの最新版への見直し等を行う。

2. 改正の内容

(1) 改正方針

国際規格（IEC規格）に準拠したJIS等の規格・基準を取り入れることで、より一層の国際整合化を図るよう現行規格を改正する。

(2) 改正する規格の数： 69規格

改正区分	基準数
① 採用済のIEC規格に準拠したJISを、より新しい版に置き換えるもの	7規格 (資料2別添1参照)
② 採用済みのJISのうち、引用する通則の年を指定する改正のみを行った最新版に置き換えるもの（従前の規格から内容修正は無いもの）	62規格 (資料2別添3参照)

(3) 猶予期間経過により削除する規格の数： 21規格

(4) 廃止する規格の数： 1規格（資料2別添3参照）

3. 今後のスケジュール

(1) パブリックコメント：2月以降実施予定（30日間）

(2) 改正：4月以降予定。ただし J60335-2-J7 (H30)、J60335-2-J9 (H30)、J60335-2-J10 (H30)、J60335-2-J11 (H30)、J60335-2-J12 (H30)、J60400 (H29) の基準の適用については、改正から3年間は、なお従前の例によることができるものとする。

技術基準省令解釈通達(別表第十二)へ採用する整合規格(JIS等)(案)

	改正基準番号	整合規格 (JIS等)	対応IEC規格	表題	現行基準番号	現行本文
1	J60400(2024)	JIS C 8324:2023	IEC 60400第8版(2017) +Amd.No.1(2020), Amd.No.2(2022)	蛍光灯ソケット及びスタータソケット	J60400 (H29)	JIS C 8324:2017
2	J60335-1(2024)	JIS C 9335-1:2023	IEC 60335-1第6版(2020)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 －第1部：通則	J60335-1 (3版・H14)	別紙28
					J60335-1 (4版・H20)	JIS C 9335-1:2003
					J60335-1 (H27)	JIS C 9335-1:2014
3	J60335-2-J7(2024)	JIS C 9335-2-207:2023	なし	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 －第2-207部:水電解器の個別要求事項	J60335-2-J7 (H30)	JIS C 9335-2-207:2018
4	J60335-2-J9(2024)	JIS C 9335-2-209:2023	なし	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 －第2-209部:家庭用電気治療器の個別要求事項	J60335-2-J9 (H30)	JIS C 9335-2-209:2018
5	J60335-2-J10(2024)	JIS C 9335-2-210:2023	なし	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 －第2-210部:家庭用電気磁気治療器の個別要求事項	J60335-2-J10 (H30)	JIS C 9335-2-210:2018
6	J60335-2-J11(2024)	JIS C 9335-2-211:2023	なし	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 －第2-211部:家庭用熱療法治療器の個別要求事項	J60335-2-J11 (H30)	JIS C 9335-2-211:2018
7	J60335-2-J12 (2024)	JIS C 9335-2-212:2023	なし	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 －第2-212部:家庭用吸入器の個別要求事項	J60335-2-J12 (H30)	JIS C 9335-2-212:2018

整合規格へ採用する JIS の概要

1 J60400 (2024)

- ・採用する JIS : JIS C 8324 (2023) 蛍光灯ソケット及びスタータソケット
- ・適用範囲 : この規格は、蛍光灯ソケット及びスタータソケットに対する技術上及び寸法上の要求事項、並びに安全性及びかん合性（蛍光灯ソケットと蛍光灯とのかん合性及びスタータソケットとスタータとのかん合性）の試験方法について規定する。
この規格は、器具一体形のソケット及び電気機器組込み用のソケットにも適用する。
- ・電気用品名 : 【適用範囲に含まれる主な電気用品】 蛍光灯用ソケット、蛍光灯用スタータソケット
- ・主な改正内容 :

項目番号	概要
8.2	商用電源に直接接続する G5 及び G13 ソケットに対して、LED ランプを装着できる情報を製造業者のカatalog又はこれに類するものに記載する要求事項を追加した。
8.4	対応国際規格にはない事項として、旧規格に追加されていた“防雨形”及び“防浸形”ソケットに関する表示の規定を削除した。
13.3	商用電源に直接接続するソケットの耐電圧試験に関する要求事項を追加した。
箇条 17	沿面距離及び空間距離の求め方を、対応国際規格と整合させた。
18.2	ボールプレッシャ試験における“へこみ深さによる判定方法の記述を対応国際規格の改正に合わせて削除した。

2 J60335-1 (2024)

- ・採用する JIS : JIS C 9335-1 (2023) 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第1部：通則
- ・適用範囲 : この規格は、家庭用及びこれに類する電気機器で、バッテリー駆動機器その他の直流駆動機器を含み、定格電圧が単相機器の場合には 250 V 以下、その他の機器の場合には 480 V 以下のものの安全性について規定する。
- ・電気用品名 : 【適用範囲に含まれる主な電気用品】 併読する個別規格との組み合わせによる例) 電気掃除機、電気洗濯機、電気冷蔵庫、電子レンジ
- ・主な改正内容 :

項目番号	概要
7.1、10.1 10.2、11.7 22.61	使用者が接触可能な機器用アウトレット及びコンセントに対し、表示、入力及び電流測定時の取扱い、温度上昇測定時の取扱い、並びに過電流保護について規定した。
7.14	規格で要求する表示の文字高さ、及び成形、彫刻又は刻印の高さ又は深さの規定を追加した。
8.1.1 20.2 附属書B	一般公開されていないエリアに設置することを意図した業務用の機器を除き、充電部及び危険な運動部への接触の確認に、従来の検査プローブBに加えて検査プローブ18を用いることを規定した。
箇条 12 19.17 等	金属イオン系バッテリーに対する要求事項を、箇条12、19.17 などに規定した。
21.3	プラグの部分が回転する、コンセントに差し込むためのピンをもつ機器のプラグの部分に対する機械的強度試験を規定した。
22.12	ハンドル、ノブ、グリップ、レバーなどの緩みによって生じる危険に、窒息による危険を追加し、図13に飲み込み判定ゲージを規定した。
22.57 附属書T	機器内のUV-C放射によって非金属材料が、規格に適合しなくなるような劣化を生じてはならない旨を規定し、附属書Tに試験を規定した。
22.62 附属書U	公衆のネットワークを介した遠隔通信が規格への適合に影響しないことを規定し、認可されていないアクセス及び通信異常の影響を回避するための対策を附属書U に規定した。

項目番号	概要
附属書B	バッテリー駆動機器に対する規定を全面的に改正し、遠隔操作装置(リモートコントローラ)、着脱充電式バッテリー及び分離接続形バッテリーにも適用することとした。
R. 3. 4	ソフトウェアの管理項目に関する規定を附属書R に追加した。

3 J60335-2-J7(2024)

- ・採用する JIS : JIS C 9335-2-207 (2023) 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第 2-207 部 : 水電解器の個別要求事項
- ・適用範囲 : この規格は、家庭用及びこれに類する水電解器で、定格電圧が 250V 以下のものの安全性について規定する。
- ・電気用品名 : 【適用範囲に含まれる主な電気用品】医療用物質生成器
- ・主な改正内容 : 主に併読する通則 JIS C 9335-1 (2023) への対応を図るための改正

項目番号	概要
箇条 1	液体加熱機器(JIS C 9335-2-15)は、この規格を適用しないことが明確となったため削除。
箇条 12	通則において、この箇条の規定(金属イオン系、バッテリーの充電)が追加されたため、この規格においても通則と同様に要求事項を追加した。
13. 101	通則では、漏えい電流の測定は保護インピーダンスを取り外して測定することになっているが、あえて保護インピーダンスを取り付けたまま測定することで、より厳しい規格とした。
22. 101	貯槽式機器の蓋のインタロック機構で、電解槽の蓋を指が入る程度に少し開けたとき、指が電解槽の水に触れて感電しないかを検査する検査プローブについて、通則では、これまでの検査プローブBIに加えて、JIS C 0922で規定する検査プローブ18も追加されたため、この規格でも必要と判断して追加した。また、検査プローブが入る程度に蓋を開けたときに、全極遮断となり電気分解が停止することを確認するために、電極間、及び各電極と大地との間の電流を0.25 mA以下と規定した。

4 J60335-2-J9(2024)

- ・採用する JIS : JIS C 9335-2-209 (2023) 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第 2-209 部: 家庭用電気治療器の個別要求事項
- ・適用範囲 : この規格は、定格電圧が単相機器の場合には 250 V 以下、その他の機器の場合には 480V 以下の家庭用電気治療器の安全性について規定する。
- ・電気用品名 : 【適用範囲に含まれる主な電気用品】家庭用低周波治療器、家庭用超短波治療器、家庭用電位治療器
- ・主な改正内容 : 主に併読する通則 JIS C 9335-1 (2023) への対応を図るための改正

項目番号	概要
箇条 12	通則において、この箇条の規定(金属イオン系バッテリーの充電)が追加されたため、この規格においても通則と同様に要求事項を追加した。

5 J60335-2-J10(2024)

- ・採用する JIS : JIS C 9335-2-210 (2023) 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第 2-210 部: 家庭用電気磁気治療器の個別要求事項
- ・適用範囲 : この規格は、定格電圧が単相機器の場合には 250V 以下、その他の機器の場合には 480V 以下の家庭用電気磁気治療器の安全性について規定する。
- ・電気用品名 : 【適用範囲に含まれる主な電気用品】磁気治療器
- ・主な改正内容 : 主に併読する通則 JIS C 9335-1 (2023) への対応を図るための改正

項目番号	概要
箇条 12	通則において、この箇条の規定(金属イオン系バッテリーの充電)が追加されたため、この規格においても通則と同様に要求事項を追加した。

6 J60335-2-J11 (2024)

- ・採用する JIS : **JIS C 9335-2-211 (2023)** 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第 2-211 部:家庭用熱療法治療器の個別要求事項
- ・適用範囲 : この規格は、定格電圧が単相の場合には 250 V 以下、その他の機器の場合には 480 V 以下の家庭用熱療法治療器の安全性について規定する。
- ・電気用品名 : 【適用範囲に含まれる主な電気用品】家庭用温熱治療器、電気温きゅう器
- ・主な改正内容 : 主に併読する通則 JIS C 9335-1 (2023) への対応を図るための改正

項目番号	概要
3.6.103	パックの定義において、水以外の液体を用いることもあるため、“意図して水などの液体を含ませたもの(布、タオルなど)と共に”と修正し、パックは水を含ませた布等を使用するものと明確にした。
箇条 12	通則において、この箇条の規定(金属イオン系バッテリーの充電)が追加されたため、この規格においても通則と同様に要求事項を追加した。
30.2.2	通則に合わせ、温熱治療器は発熱体近傍部分も同様にグローワイヤ試験をして安全確保するようにした。

7 J60335-2-J12 (2024)

- ・採用する JIS : **JIS C 9335-2-212 (2023)** 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第 2-212 部:家庭用吸入器の個別要求事項
- ・適用範囲 : この規格は、定格電圧が単相の場合には 250 V 以下、その他の機器の場合には 480 V 以下の家庭用吸入器の安全性について規定する。
- ・電気用品名 : 【適用範囲に含まれる主な電気用品】電動式吸入器、電熱式吸入器
- ・主な改正内容 : 主に併読する通則 JIS C 9335-1 (2023) への対応を図るための改正

項目番号	概要
箇条 12	通則において、この箇条の規定(金属イオン系バッテリーの充電)が追加されたため、この規格においても通則と同様に要求事項を追加した。

整合規格の形式改正及び廃止について

1. 整合規格の形式改正（62規格）

- JIS C 9335-1 の対応国際規格である IEC 60335-1 は、今回、リチウムイオンバッテリー充電に関する要求事項や、遠隔操作に関する要求事項などが追加される大幅な改正が行われたため、改訂版である IEC 60335-1(2020)の Forword では、この版に基づいて発行された IEC 60335-2-xxx(個別製品要求事項)と組合せてのみ使用する旨規定されている。
- 一方、JIS では通則を引用する場合、従来、年を特定することなく常に最新版を適用することとされているため、このままでは、最新版の JIS C 9335-1:2023 に基づかない古い個別規格まで、最新版の通則と組合せが出来ることになってしまい、IEC の規定に矛盾する。
- このため、古い通則に対応した個別規格は、JIS C 9335-1:2014 とだけ併読可能であることを明確にするため、引用する通則 JIS C 9335-1 の年を 2014 年に固定する追補の発行による形式改正を行った62規格を整合規格として今般採用するもの。
- 今回の追補改正の例として、JIS C 9335-2-3 の追補を次に示す。

日本産業規格 JIS C 9335-2-3 : 2023 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性— 第 2-3 部：電気アイロンの個別要求事項 (追補 1) Household and similar electrical appliances — Safety — Part 2-3: Particular requirements for electric irons (Amendment 1) JIS C 9335-2-3:2017 を、次のように改正する。 この規格の全ての“JIS C 9335-1”を、“JIS C 9335-1:2014”に置き換える。 序文の“ただし、JIS C 9335-1 の引用項目又は引用箇所は、この規格の作成時に最新版として発効されていた JIS C 9335-1:2014 を引用している。このため、この規格の発効以降に発効された JIS C 9335-1 を引用する場合は、その引用項目又は引用箇所が異なる場合があることに注意する。”を削除する。
--

2. 整合規格の廃止（1規格）

JIS C 9335-1 の改正に伴い、個別規格の内容を精査した結果、JIS C 9335-2-34:2004(家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2-34部：電動圧縮機の個別要求事項)については、エアコンや電気冷蔵庫に組み込まれるコンプレッサの規格であり、電気用品安全法の技術基準の整合規格としては不必要(事業者が活用しない規格)であることが判明したため、整合規格としては今般廃止するもの。

整合規格の形式改正 62 規格〈概要リスト〉

No.	改正基準番号	規格番号（発行年）	対応国際規格：発行年	規格タイトル	廃止する基準（発行年）	適用範囲に含まれる主な電気用品名
1	J60335-2-3 (2024)	JIS C 9335-2-3 (2017) +追補 1 (2023)	IEC 60335-2-3:2012 (第 6 版) +Amd. 1:2015	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 －第 2-3 部：電気アイロンの個別要求事項	J60335-2-3 (H29)	電気アイロン、電気裁縫ごて
2	J60335-2-4 (2024)	JIS C 9335-2-4 (2017) +追補 1 (2023)	IEC 60335-2-4:2008 (第 6 版) +Amd. 1:2012	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 －第 2-4 部：電気脱水機の個別要求事項	J60335-2-4 (H30)	電気脱水機
3	J60335-2-5 (2024)	JIS C 9335-2-5 (2021) +追補 1 (2023)	IEC 60335-2-5:2012 (第 6 版) +Amd. 1:2018	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 －第 2-5 部：電気食器洗い機の個別要求事項	J60335-2-5 (2022)	電気食器洗機
4	J60335-2-6 (2024)	JIS C 9335-2-6 (2019) +追補 1 (2023)	IEC 60335-2-6:2014 (第 6 版)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 －第 2-6 部：据置形クッキングレンジ、ホブ、オープン及びこれらに類する機器の個別要求事項	J60335-2-6 (2020)	電気天火、電気魚焼き器、電気ロースター、電気レンジ、電気こんろ、電気ソーセージ焼き器、電気ホットプレート、電磁誘導加熱式調理器、その他の調理用電熱器具
5	J60335-2-7 (2024)	JIS C 9335-2-7 (2017) +追補 1 (2023)	IEC 60335-2-7:2008 (第 7 版) +Amd. 1:2011+Amd. 2:2016	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 －第 2-7 部：電気洗濯機の個別要求事項	J60335-2-7 (H30)	運動用具又は娯楽用具の洗浄機、電気洗濯機
6	J60335-2-8 (2024)	JIS C 9335-2-8 (2017) +追補 1 (2023)	IEC 60335-2-8:2012 (第 6 版)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 －第 2-8 部：電気かみそり及び毛髪バリカンの個別要求事項	J60335-2-8 (H29)	電気かみそり、電気バリカン、その他の理容用電動力応用機械器具
7	J60335-2-9 (2024)	JIS C 9335-2-9 (2017) +追補 1 (2023)	IEC 60335-2-9:2008 (第 6 版) +Amd. 1:2012+Amd. 2:2016	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 －第 2-9 部：可搬形ホブ、オープン、トースタ及びこれらに類する機器の個別要求事項	J60335-2-9 (H29)	電気トースタ、電気天火、電気魚焼き器、電気ロースター、電気レンジ、電気こんろ、電気ソーセージ焼き器、ワッフルアイロン、電気たこ焼き器、電気ホットプレート、電磁誘導加熱式調理器、その他の調理用電熱器具
8	J60335-2-10 (2024)	JIS C 9335-2-10 (2021) +追補 1 (2023)	IEC 60335-2-10:2002 (第 5 版) +Amd1:2008	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 －第 2-10 部：床処理機及び湿式洗いブラシ機の個別要求事項	J60335-2-10 (2022)	電気床磨き機
9	J60335-2-11 (2024)	JIS C 9335-2-11 (2017) +追補 1 (2023)	IEC 60335-2-11:2008 (第 7 版) +Amd. 1:2012+Amd. 2:2015	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 －第 2-11 部：回転ドラム式電気乾燥機の個別要求事項	J60335-2-11 (H29)	電動力応用機械器具
10	J60335-2-13 (2024)	JIS C 9335-2-13 (2021) +追補 1 (2023)	IEC 60335-2-13:2009 (第 6 版) +Amd. 1:2016	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 －第 2-13 部：深めのフライ鍋、フライパン及びこれに類する機器の個別要求事項	J60335-2-13 (2021)	電気フライパン、電気フライヤ
11	J60335-2-14 (2024)	JIS C 9335-2-14 (2021) +追補 1 (2023)	IEC 60335-2-14:2016 (第 6 版)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 －第 2-14 部：ちゅう房機器の個別要求事項	J60335-2-14 (2021)	ジュースミキサー、ジュースミキサー、フードミキサー、電気製めん機、電気もちつき機、コーヒーひき機、

No.	改正基準番号	規格番号（発行年）	対応国際規格：発行年	規格タイトル	廃止する基準（発行年）	適用範囲に含まれる 主な電気用品名
			+Amd. 1:2019			電気缶切機、電気肉ひき機、電気肉切り機、電気パン切り機、電気かつお節削機、電気氷削機、精米機
12	J60335-2-15(2024)	JIS C 9335-2-15(2021) +追補 1(2023)	IEC 60335-2-15:2012(第6版) +Amd. 1:2016+Amd. 2:2018	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 －第 2-15 部：液体加熱機器の個別要求事項	J60335-2-15 (2021)	電気がま、電気なべ、電気卵ゆで器、電気牛乳沸器、電気湯沸器、電気コーヒー沸器、電気茶沸器、電気酒かん器、電気湯せん器、電気蒸し器
13	J60335-2-16(2024)	JIS C 9335-2-16(2015) +追補 1(2023)	IEC 60335-2-16:2002(第5版) +Amd. 1:2008+Amd. 2:2011	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 －第 2-16 部：食品くずディスボーズの個別要求事項	J60335-2-16 (H27)	ディスボーズ
14	J60335-2-17(2024)	JIS C 9335-2-17(2021) +追補 1(2023)	IEC 60335-2-17:2012(第3版) +Amd. 1:2015+Amd. 2:2019	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 －第 2-17 部：毛布、パッド、衣服及びこれに類する可とう電熱機器の個別要求事項	J60335-2-17 (2021)	電気ひざ掛け、電気敷布、電気毛布、電気布団、電気あんか、その他の採暖用電熱器具
15	J60335-2-21(2024)	JIS C 9335-2-21(2019) +追補 1(2023)	IEC 60335-2-21:2012(第6版)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 －第 2-21 部：貯湯式電気温水器の個別要求事項	J60335-2-21 (2019)	電気温水器
16	J60335-2-23(2024)	JIS C 9335-2-23(2017) +追補 1(2023)	IEC 60335-2-23:2016(第6版)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 －第 2-23 部：スキンケア又はヘアケア用機器の個別要求事項	J60335-2-23 (H29)	電気髪ごて、ヘアカーラー、毛髪加湿器、その他の理容用電熱器具、電気ブラシ、毛髪乾燥機、電気つめ磨き機、その他の理容用電動力応用機械器具
17	J60335-2-24(2024)	JIS C 9335-2-24(2017) +追補 1(2023)	IEC 60335-2-24:2010(第7版) +Amd. 1:2012	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 －第 2-24 部：冷却用機器、アイスクリーム機器及び製氷機の個別要求事項	J60335-2-24 (H29)	アイスクリームフリーザー、電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気製氷機、電子冷蔵庫、電気冷蔵庫（吸収式）
18	J60335-2-25(2024)	JIS C 9335-2-25(2019) +追補 1(2023)	IEC 60335-2-25:2010(第6版) +Amd. 1:2014+Amd. 2:2015	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 －第 2-25 部：電子レンジ及び複合形電子レンジの個別要求事項	J60335-2-25 (2019)	電子レンジ
19	J60335-2-26(2024)	JIS C 9335-2-26(2016) +追補 1(2023)	IEC 60335-2-26:2002(第4版) +Amd. 1:2008	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 －第 2-26 部：クロックの個別要求事項	J60335-2-26 (H28)	電気置時計、電気掛時計
20	J60335-2-28(2024)	JIS C 9335-2-28(2019) +追補 1(2023)	IEC 60335-2-28:2002(第4版) +Amd. 1:2008	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 －第 2-28 部：ミシンの個別要求事項	J60335-2-28 (2020)	ミシン用コントローラー、電動ミシン
21	J60335-2-30(2024)	JIS C 9335-2-30(2017) +追補 1(2023)	IEC 60335-2-30:2009(第5版)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 －第 2-30 部：ルームヒータの個別要求事項	J60335-2-30 (H29)	電気ストーブ、その他の採暖用電熱器具、電気温風機
22	J60335-2-31(2024)	JIS C 9335-2-31(2019) +追補 1(2023)	IEC 60335-2-31:2012(第5版) +Amd. 1:2016	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 －第 2-31 部：レンジフード及びその他の調理煙換気装置の個別要求事項	J60335-2-31 (2019)	換気扇
23	J60335-2-35(2024)	JIS C 9335-2-35(2019)	IEC 60335-2-35:2012(第	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性	J60335-2-35	電気瞬間湯沸器

No.	改正基準番号	規格番号（発行年）	対応国際規格：発行年	規格タイトル	廃止する基準（発行年）	適用範囲に含まれる主な電気用品名
		+追補 1 (2023)	5 版) +Amd. 1:2016	－第 2-35 部：瞬間湯沸器の個別要求事項	(2019)	
24	J60335-2-36 (2024)	JIS C 9335-2-36 (2019) +追補 1 (2023)	IEC 60335-2-36:2017 (第 6 版)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 －第 2-36 部：業務用電気レンジ、オーブン、 こんろ及びこんろ部の個別要求事項	J60335-2-36 (2020)	電気天火、電気魚焼き器、電気ロースター、電気 レンジ、電気こんろ
25	J60335-2-37 (2024)	JIS C 9335-2-37 (2019) +追補 1 (2023)	IEC 60335-2-37:2017 (第 6 版)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 －第 2-37 部：業務用フライヤの個別要求事 項	J60335-2-37 (2020)	電気フライパン、電気フライヤ
26	J60335-2-38 (2024)	JIS C 9335-2-38 (2019) +追補 1 (2023)	IEC 60335-2-38:2002 (第 5 版) +Amd. 1:2008+Amd. 2:2017	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 －第 2-38 部：業務用電気グリドル及びグリ ドルグリルの個別要求事項	J60335-2-38 (2020)	ワッフルアイロン、電気ホットプレート
27	J60335-2-39 (2024)	JIS C 9335-2-39 (2019) +追補 1 (2023)	IEC 60335-2-39:2012 (第 6 版) +Amd. 1:2017	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 －第 2-39 部：業務用多目的調理鍋の個別要 求事項	J60335-2-39 (2020)	電気鍋
28	J60335-2-41 (2024)	JIS C 9335-2-41 (2015) +追補 1 (2023)	IEC 60335-2-41:2012 (第 4 版)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 －第 2-41 部：ポンプの個別要求事項	J60335-2-41 (H28)	電気ポンプ、電気井戸ポンプ
29	J60335-2-42 (2024)	JIS C 9335-2-42 (2019) +追補 1 (2023)	IEC 60335-2-42:2002 (第 5 版) +Amd. 1:2008+Amd. 2:2017	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 －第 2-42 部：業務用コンベクションオー ブン、蒸し器及びスチームコンベクションオー ブンの個別要求事項	J60335-2-42 (2020)	電気天火、電気魚焼き器、電気ロースター、電気 蒸し器、タオル蒸し器
30	J60335-2-44 (2024)	JIS C 9335-2-44 (2017) +追補 1 (2023)	IEC 60335-2-44:2002 (第 3 版) +Amd. 1:2008+Amd. 2:2011	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 －第 2-44 部：電気アイロンの個別要求事項	J60335-2-44 (H29)	電気プレス器
31	J60335-2-45 (2024)	JIS C 9335-2-45 (2016) +追補 1 (2023)	IEC 60335-2-45:2002 (第 3 版) +Amd. 1:2008+Amd. 2:2011	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 －第 2-45 部：可搬形加熱工具及びこれに類 する機器の個別要求事項	J60335-2-45 (H28)	電熱アイロン、電気はんだごて、こて加熱器、その他 の工作用又は工芸用の電熱器具、電気プレス器、電 気接着器
32	J60335-2-47 (2024)	JIS C 9335-2-47 (2019) +追補 1 (2023)	IEC 60335-2-47:2002 (第 4 版) +Amd. 1:2008+Amd. 2:2017	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 －第 2-47 部：業務用電気煮炊き鍋の個別要 求事項	J60335-2-47 (2020)	電気鍋
33	J60335-2-48 (2024)	JIS C 9335-2-48 (2019) +追補 1 (2023)	IEC 60335-2-48:2002 (第 4 版) +Amd. 1:2008+Amd. 2:2017	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 －第 2-48 部：業務用グリル及びトースタの 個別要求事項	J60335-2-48 (2020)	電気トースタ、その他の調理用電熱器具
34	J60335-2-49 (2024)	JIS C 9335-2-49 (2019) +追補 1 (2023)	IEC 60335-2-49:2002 (第 4 版) +Amd. 1:2008+Amd. 2:2017	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 －第 2-49 部：食品及び容器類用保温式業務 用電気機器の個別要求事項	J60335-2-49 (2020)	電気温蔵庫
35	J60335-2-50 (2024)	JIS C 9335-2-50 (2019) +追補 1 (2023)	IEC 60335-2-50:2002 (第 4 版)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 －第 2-50 部：業務用湯せん器の個別要求事	J60335-2-50 (2020)	電気湯せん器

No.	改正基準番号	規格番号（発行年）	対応国際規格：発行年	規格タイトル	廃止する基準（発行年）	適用範囲に含まれる主な電気用品名
			+Amd. 1:2007+Amd. 2:2017	項		
36	J60335-2-51 (2024)	JIS C 9335-2-51 (2015) +追補 1 (2023)	IEC 60335-2-51:2002 (第3版) +Amd. 1:2008+Amd. 2:2011	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 一第 2-51 部：給湯及び給水設備用据置形循環ポンプの個別要求事項	J60335-2-51 (H28)	電気ポンプ、電気井戸ポンプ
37	J60335-2-52 (2024)	JIS C 9335-2-52 (2017) +追補 1 (2023)	IEC 60335-2-52:2002 (第3版) +Amd. 1:2008	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 一第 2-52 部：口こう（腔）衛生機器の個別要求事項	J60335-2-52 (H29)	電気歯ブラシ
38	J60335-2-53 (2024)	JIS C 9335-2-53 (2021) +追補 1 (2023)	IEC 60335-2-53:2011 (第4版) +Amd. 1:2017	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 一第 2-53 部：サウナ用電熱装置及び赤外線キャビンの個別要求事項	J60335-2-53 (2021)	電気サウナバス、サウナバス用電熱器
39	J60335-2-54 (2024)	JIS C 9335-2-54 (2021) +追補 1 (2023)	IEC 60335-2-54:2008 (第4版) +Amd. 1:2015+Amd. 2:2019	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 一第 2-54 部：液体又は蒸気利用表面掃除機器の個別要求事項	J60335-2-54 (2021)	その他の工作用又は工芸用の電熱器具、電気消毒器、電気湯のし器
40	J60335-2-55 (2024)	JIS C 9335-2-55 (2017) +追補 1 (2023)	IEC 60335-2-55:2002 (第3版) +Amd. 1:2008	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 一第 2-55 部：水槽用及び庭池用電気機器の個別要求事項	J60335-2-55 (H29)	観賞魚用ヒータ、観賞魚用電気気泡発生器
41	J60335-2-58 (2024)	JIS C 9335-2-58 (2019) +追補 1 (2023)	IEC 60335-2-58:2017 (第4版)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 一第 2-58 部：業務用食器洗浄機の個別要求事項	J60335-2-58 (2020)	電気食器洗機
42	J60335-2-59 (2024)	JIS C 9335-2-59 (2015) +追補 1 (2023)	IEC 60335-2-59:2002 (第3版) +Amd. 1:2006+Amd. 2:2009	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 一第 2-59 部：電撃殺虫器の個別要求事項	J60335-2-59 (H27)	電撃殺虫器
43	J60335-2-61 (2024)	JIS C 9335-2-61 (2017) +追補 1 (2023)	IEC 60335-2-61:2002 (Ed. 2) +Amd. 1:2005+Amd. 2:2008	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 一第 2-61 部：蓄熱形ルームヒータの個別要求事項	J60335-2-61 (H29)	電気ストーブ、その他の採暖用電熱器具
44	J60335-2-64 (2024)	JIS C 9335-2-64 (2019) +追補 1 (2023)	IEC 60335-2-64:2002 (第3版) +Amd. 1:2007+Amd. 2:2017	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 一第 2-64 部：モータ駆動の業務用ちゅう（厨）房機器の個別要求事項	J60335-2-64 (2020)	ジューサー、ジュースミキサー、フードミキサー、電気製めん機、電気もちつき機、コーヒーひき機、電気缶切機、電気肉ひき機、電気肉切り機、電気パン切り機、電気かつお節削機、電気氷削機、電気洗米機、野菜洗浄機
45	J60335-2-65 (2024)	JIS C 9335-2-65 (2021) +追補 1 (2023)	IEC 60335-2-65:2002 (第2版) +Amd. 1:2008+Amd. 2:2015	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 一第 2-65 部：空気清浄用機器の個別要求事項	J60335-2-65 (2021)	空気清浄機
46	J60335-2-67 (2024)	JIS C 9335-2-67 (2021) +追補 1 (2023)	IEC 60335-2-67:2012 (第4版) +Amd. 1:2016	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 一第 2-67 部：業務用床処理機の個別要求事項	J60335-2-67 (2021)	電気床磨き機

No.	改正基準番号	規格番号（発行年）	対応国際規格：発行年	規格タイトル	廃止する基準（発行年）	適用範囲に含まれる主な電気用品名
47	J60335-2-74 (2024)	JIS C 9335-2-74 (2016) +追補 1 (2023)	IEC 60335-2-74:2002 (第2版) +Amd. 1:2006+Amd. 2:2009	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 —第 2-74 部：可搬形浸せきヒータの個別要求事項	J60335-2-74 (H28)	投込み湯沸器
48	J60335-2-75 (2024)	JIS C 9335-2-75 (2016) +追補 1 (2023)	IEC 60335-2-75:2012 (第3版) +Amd. 1:2015	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 —第 2-75 部：業務用ディスペンサ及び自動販売機の個別要求事項	J60335-2-75 (H29)	アイスクリームフリーザー、自動販売機、電気コーヒー沸器、電気茶沸器、電気酒かん器、電気冷水機、自動販売機（特定電気用品を除く）、両替機
49	J60335-2-76 (2024)	JIS C 9335-2-76 (2021) +追補 1 (2023)	IEC 60335-2-76:2018 (第3版)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 —第 2-76 部：電気さく用電源装置の個別要求事項	J60335-2-76 (2021)	電気さく用電源装置
50	J60335-2-80 (2024)	JIS C 9335-2-80 (2019) +追補 1 (2023)	IEC 60335-2-80:2015 (第3版)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 —第 2-80 部：ファンの個別要求事項	J60335-2-80 (2019)	扇風機、サーキュレーター、換気扇、送風機、電気冷風機
51	J60335-2-81 (2024)	JIS C 9335-2-81 (2021) +追補 1 (2023)	IEC 60335-2-81:2015 (第3版) +Amd. 1:2017	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 —第 2-81 部：足温器及び電熱マットの個別要求事項	J60335-2-81 (2021)	電気足温器、電気スリッパ
52	J60335-2-82 (2024)	JIS C 9335-2-82 (2017) +追補 1 (2023)	IEC 60335-2-82:2002 (第2版) +Amd. 1:2008+Amd. 2:2015	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 —第 2-82 部：サービス機器及びアミューズメント機器の個別要求事項	J60335-2-82 (H30)	電気乗物、その他の電動力応用遊戯器具、両替機、電気靴磨き機、電気遊戯盤
53	J60335-2-83 (2024)	JIS C 9335-2-83 (2015) +追補 1 (2023)	IEC 60335-2-83:2001 (第1版) +Amd. 1:2008	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 —第 2-83 部：電熱式雨どい凍結防止器の個別要求事項	J60335-2-83 (H27)	その他の凍結又は凝結防止用電熱器具
54	J60335-2-84 (2024)	JIS C 9335-2-84 (2019) +追補 1 (2023)	IEC 60335-2-84:2002 (第2版) +Amd. 1:2008+Amd. 2:2013	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 —第 2-84 部：トイレ機器の個別要求事項	J60335-2-84 (2020)	電気便座、自動洗浄乾燥式便器
55	J60335-2-85 (2024)	JIS C 9335-2-85 (2021) +追補 1 (2023)	IEC 60335-2-85:2002 (第2版) +Amd. 1:2008+Amd. 2:2017	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 —第 2-85 部：ファブリックスチーマの個別要求事項	J60335-2-85 (2021)	電気湯のし器
56	J60335-2-89 (2024)	JIS C 9335-2-89 (2021) +追補 1 (2023)	IEC 60335-2-89:2019 (第3版)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 —第 2-89 部：業務用冷凍冷蔵機器及び製氷機の個別要求事項	J60335-2-89 (2021)	冷蔵用のショーケース、冷凍用のショーケース、電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気製氷機
57	J60335-2-90 (2024)	JIS C 9335-2-90 (2019) +追補 1 (2023)	IEC 60335-2-90:2015 (第4版)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 —第 2-90 部：業務用電子レンジの個別要求事項	J60335-2-90 (2019)	電子レンジ
58	J60335-2-98 (2024)	JIS C 9335-2-98 (2021) +追補 1 (2023)	IEC 60335-2-98:2002 (第2版) +Amd. 1:2004+Amd. 2:2008	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 —第 2-98 部：加湿器の個別要求事項	J60335-2-98 (2021)	湿潤器、電気加湿機、超音波加湿機
59	J60335-2-101 (2024)	JIS C	IEC	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性	J60335-2-101	電気芳香拡散機

No.	改正基準番号	規格番号（発行年）	対応国際規格：発行年	規格タイトル	廃止する基準（発行年）	適用範囲に含まれる主な電気用品名
		9335-2-101 (2016) +追補 1 (2023)	60335-2-101:2002 (第 1 版) +Amd. 1:2008+Amd. 2:2014	－第 2-101 部：電気くん蒸器の個別要求事項	(H28)	
60	J60335-2-102 (2024)	JIS C 9335-2-102 (2017) +追補 1 (2023)	IEC 60335-2-102:2004 (第 1 版) +Amd. 1:2008+Amd. 2:2012	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 －第 2-102 部：商用電源に接続するガス、石油及び固形燃料燃焼機器の個別要求事項	J60335-2-102 (H30)	温風暖房機
61	J60335-2-106 (2024)	JIS C 9335-2-106 (2017) +追補 1 (2023)	IEC 60335-2-106:2007 (第 1 版)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 －第 2-106 部：電気カーペット及び取外し可能な床仕上げ材の下に設置する室内暖房用ヒーティングユニットの個別要求事項	J60335-2-106 (H29)	電気カーペット
62	J60335-2-J4 (2024)	JIS C 9335-2-204 (2019) +追補 1 (2023)	－	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 －第 2-204 部：床上で用いる足下暖房用電熱ボードの個別要求事項	J60335-2-J4 (2019)	電熱ボード